

第5章 地域保健医療人材の育成

今日における保健医療福祉は、技術の目覚ましい進歩により日々高度専門化しています。また、急速な高齢化によって、なお一層の需要が増加していくと見込まれています。

一方、生活環境の改善が進み、住民の価値観は多様化しました。疾病構造も変化しています。病気に至る前の予防についてその重要性が多くの人に浸透し、保健医療福祉の専門職種には健康づくりや疾病予防、介護などの取組への期待がますます寄せられています。

こうした保健医療福祉の様々なニーズに応えていくためには、圏域の特性を踏まえて保健医療福祉を担う人材を養成・確保する必要があり、さらにその質を向上させていくことが欠かせません。

現状と課題

医療従事者の状況

(1) 医師

- 都内の医療施設（病院及び診療所等）で従事している医師は 43,297 人¹⁾（人口 10 万対 323.4）です。このうち圏域では 1,149 人¹⁾（人口 10 万対 178.2）です。医師の人数を人口 10 万人当たりで比較した場合、都の合計を 1 とすると圏域は 0.6 となっています。
- 圏域には「地域医療支援病院」として、立川病院（平成 20 年 7 月都知事承認）、災害医療センター（平成 20 年 7 月都知事承認）、東大和病院（平成 28 年 2 月都知事承認）があり、地域医療従事者に対する教育の役割を担っています。
- 「医師法」が改正され、平成 16 年度から新たな臨床研修制度がスタートしました。「診療に従事しようとする医師は、2 年以上、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において研修を受けなければならない。」とされ、医師の臨床研修が義務化されました。保健所は、「医師法」に基づく医師臨床研修（地域保健・医療）の研修協力施設です。
- 医療のレベルアップを目的とした臨床系の新専門医制度が平成 30 年度にスタートしました。以前の専門医制度は、外科や皮膚科などの各診療科ごとに 100 種類以上あり、各学会がそれぞれ専門医を認定をしていました。平成 30 年度からは、新専門医制度に基づき、一般社団法人日本専門医機構（平成 26 年 5 月発足）が統一した基準で専門医を養成・認定しています。この制度によって、臨床系専門医の資質向上が期待されています。

1) 出典：東京都福祉保健局「医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都集計結果報告（平成 26 年 12 月実施）」。

- 社会医学領域でも一般社団法人社会医学系専門医協会（平成28年12月発足）による社会医学系専門医制度が平成29年度から始まりました。東京都福祉保健局は、平成29年4月に社会医学系専門医研修「TOKYOプログラム」の認定を受けました。この「TOKYOプログラム」に基づき、研修基幹施設である東京都福祉保健局が、研修連携施設である都内31保健所とともに、専門医の研修を実施しています。

（2）歯科医師

- 都内の歯科医師は16,395人¹⁾（人口10万対122.4）、圏域で549人¹⁾（人口10万対85.1）となっており、人口10万対の比率で都を1とすると、当圏域は0.7となっています。
- 「歯科医師法」が改正され、平成18年度から、臨床研修が義務化されました。「診療に従事しようとする歯科医師は、一年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」とされています。
- 圏域の6市ごとに地区歯科医師会があり、歯科医師の会員向け研修会等が実施されています。保健所では、北多摩西部地域保健医療協議会地域医療システム化推進部会に歯科分科会を設けて毎年度開催し、圏域の口腔保健関係者との情報共有に努めています。
- また、摂食嚥下機能支援などの知識・技術については、保健所は、歯科医師・歯科衛生士や医療・福祉・介護・調理・栄養関係者等を対象に事例検討会を行い、より実践的な研修の場を設けて口腔保健に関わる多職種との連携を図っています。

（3）薬剤師

- 薬剤師は都で46,343人¹⁾（人口10万対346.1）、圏域では1,421人¹⁾（人口10万対220.3）となっており、人口10万対で都を1とすると0.6となっています。
- 平成18年度から大学における薬学教育の修業年限が4年から6年に延長され、平成24年3月、初めて薬学教育6年制に対応した国家試験が実施されました。平成18年に「薬剤師法」の改正があり、薬局薬剤師には医療従事者としての資質向上が求められるようになりました。また、平成21年の「薬事法」改正により、薬局における医療安全や薬局従業者に対する研修の実施等が規定されました。

1) 出典：東京都福祉保健局「医師・歯科医師・薬剤師調査 東京都集計結果報告（平成26年12月実施）」。

- 医療機関は医療の高度化のためチーム医療に取り組んでおり、薬剤師への役割が高まっています。医薬分業の進展に伴い地域医療に貢献する薬局の重要性が増しており、質の高い薬剤師の養成が求められています。
- 良質な医療提供体制を確立するため、薬剤師によるかかりつけ薬局機能を一層充実させていくことが欠かせません。また、薬剤師が在宅療養患者の居宅等で調剤業務の一部を行うなど、薬剤師による在宅療養の体制整備を図っていくことが必要です。
- 圏域の地区薬剤師会では、薬剤師の資質向上のために薬剤師の会員を対象とした研修会を実施しています。保健所は、北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会に薬事分科会を設けて毎年度定期的に開催し、圏域の薬事関係者に対して情報提供に努めています。

(4) 看護職員（看護師・准看護師、助産師、保健師）

- 都内の医療施設に従事している看護職（看護師・准看護師、助産師、保健師）のうち、看護師・准看護師は都で118,220人¹⁾(人口10万対867.7)、圏域では5,123人¹⁾(人口10万対796.2)となっており、都を1とすると0.9となっています。助産師は都で3,792人¹⁾(人口10万対27.8、圏域では148人¹⁾(人口10万対23.0)であり、人口10万対の比率では、都を1とした場合0.8となります。保健師は都で3,762人¹⁾(人口10万対27.6)、圏域では181人¹⁾(人口10万対28.1)であり、人口10万対の比率では、都を1とすると、当圏域は1.0となっています。
- 都は、医療の高度化、多様化に対応できるよう、看護管理者連絡会議を通じて、看護職の資質の向上を図っています。また、潜在看護師が臨床現場に復職できるよう、東京都看護職員地域就業支援病院として、平成29年度は圏域で1病院(国分寺病院)が指定されました。看護職員復職支援研修などが実施されるなど、看護人材の確保が進められています。
- 保健所は、圏域の看護管理者連絡会を独自に設置して、病院と訪問看護ステーションとの「相互研修」システムを構築するなどの取組を行っています。各病院においても、看護師の資質向上や医療安全等に関する院内研修が実施されています。

(5) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

- 圏域の医療施設に従事する理学療法士は291.6人²⁾(人口10万対45.3)、作業療法士は138.7人²⁾(人口10万対21.6)、言語聴覚士53.1人²⁾(人口10万対8.3)で、人口10万対の比率では、都に比べて理学療法士が若干高く、作業療法士及び言語聴覚士が若干低くなっています。

1) 出典:東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報(平成28年度)」。人口10万対の算出基準となる人口は、東京都の人口は「人口推計(平成28年10月1日現在)総務省統計局統計調査部を使用。東京都以外の人口は「東京都の人口(推計)(補正)」(平成28年10月1日現在)東京都総務局統計部を使用。

2) 出典:東京都福祉保健局「東京都の医療施設-平成28年医療施設(動態)調査・病院報告結果報告書-」(平成28年10月1日現在)。人口10万対の算出基準となる人口は、「東京都の人口(推計)(補正)」(平成28年10月1日現在)東京都総務局統計部を使用。

- それぞれの職種で、院内研修等が行われています。圏域の地域リハビリテーション支援センターである村山医療センターでは、研修機能を活用した取組が進められています。

(6) 歯科衛生士

- 歯科衛生士は都で 12,944 人¹⁾(人口 10 万対 95.0)、圏域では 601 人¹⁾(人口 10 万対 93.4) となっており、人口 10 万対で、都を 1 とすると当圏域は 1.0 となっています。
- 歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の修業年限は、平成 16 年の法改正により 3 年に変更され、歯科衛生士の資質向上が図られており、従来の予防と歯科診療補助、歯科保健指導業務に加えて、口腔機能の維持向上や摂食嚥下機能支援など新たな課題に対応できるスキルを持った歯科衛生士が求められています。
- 歯科衛生士については東京都歯科衛生士会が研修を開催し、実践力の向上を図っています。保健所は、歯科衛生士学校及び歯科衛生士養成所の実習生受け入れや圏域の市に配置されている歯科衛生士を対象に連絡会及び研修会を毎年開催するなど地域で歯科保健を支える人材の育成に努めています。
- また、保健所は摂食嚥下機能支援などの知識・技術に関する事例検討会等を行い、より実践的な研修の場を設けて多職種連携を進めています。チームの一員となり地域で活躍できる歯科衛生士を育成するなど、地域における歯科衛生の基盤整備を図っています。

(7) 管理栄養士・栄養士・調理師

- 管理栄養士・栄養士・調理師は、健康づくりを推進する上で重要な役割を担っています。保健所はその人材育成のため、特定給食施設等の管理栄養士・栄養士を対象に、栄養や食生活に関する専門的な知識や技術を提供するための栄養管理講習会等を実施しています。
- また、保健所は住民の食に直接携わる調理師に対しても、「健康づくり調理師研修」等を開催し、飲食店で健康に配慮したメニューの提供や栄養成分の表示ができるように支援しています。
- さらに、保健所は多摩立川保健所地区施設給食協議会（地域の公衆衛生向上に寄与するため昭和 54 年に発足した給食施設の会。約 70 施設が会員になっている。）、地域活動栄養士会（常勤で働いていない栄養士等の資質向上を目的として地域で活動を行っている会）や在宅栄養士研修会などが取り組む普及啓発・研究の活動について支援しています。管理栄養士養成施設学生に対しては、公衆栄養学実習に関する指導等を行っています。
- 今後は、圏域で業務に従事していない管理栄養士等の有資格者に対して、その掘り起こしや育成を行っていく必要があります。

1) 出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報(平成 28 年度)」。人口 10 万対の算出基準となる人口は、東京都の人口は「人口推計(平成 28 年 10 月 1 日現在)総務省統計局統計調査部を使用。東京都以外の人口は「東京都の人口(推計)(補正)」(平成 28 年 10 月 1 日現在)東京都総務局統計部を使用。

(8) 自治体保健師（市及び保健所の保健師）

- 近年、地域保健を取り巻く状況が大きく変化する中で、市町村保健師の庁内における少数分散配置が進んでいます。業務分担制を主軸に取り組んでいることから、総合的な視点で保健活動に取り組むことの難しさや、地域の健康問題を広い視野で捉える力が十分に育っていないなどの指摘も出てきています。当圏域でも市の保健師の配置は、少数分散配置、業務分担制の活動形態となっており、入職後の人材育成体制にも課題があります。
- 一方、都の保健所保健師も、平成16年度までの保健所の再編統合により広域性が増して業務の負担感を強く感じたり、担当分野の処遇困難事例が増えて、対応に苦慮することも少なくありません。市町村保健師と都の保健所保健師の役割分担が行われていますが、市町村と都保健所両者の保健師による地域保健活動が一つになって初めて住民一人ひとりの健康増進に寄与できるだけに、両者による連携が重要となっています。
- 厚生労働省が設置した「地域における保健師の保健活動に関する検討会」は、平成25年3月に報告書をまとめ、今後の地域における保健師の活動の方向性について提言しました。これを受けて、平成25年4月に厚生労働省健康局長通知「地域における保健師の保健活動について」（以下「保健活動通知」という。）が示されました。保健活動通知では、保健師が今後取り組むべき方向性を明らかにし、「地区担当制の推進」や「統括的な役割を担う保健師の配置」などを求めています。

「地区担当制の推進」により、保健師が担当地区を決めて所管分野を横断した保健活動を行うことで、地域全体の健康課題を把握し住民に必要な支援を行うことができます。

「統括的な役割を担う保健師の配置」は、保健活動を組織横断的に調整し支援する統括保健師が、他の保健師を技術的・専門的な側面から指導・調整し、計画的な人材育成を推進していくためのものです。
- さらにその後、厚生労働省は「保健師に係る研修のあり方等に関する検討会」を設置し、平成28年3月に「最終とりまとめ」を示して、自治体保健師の人材育成とその体制構築の方向性を明らかにしました。その中で、自治体保健師の能力目標をその活動領域ごとに類型化し整理した「キャリアラダー」¹⁾を提示しました。また、自治体保健師の業務経験やその順序、配置異動のルートを体系化した「キャリアパス」²⁾の構築が重要であるとしています。
- 自治体保健師は、地域保健における最大のマンパワーです。その資質の向上は住民の健康増進に寄与することから、市町村や都が取り組む自治体保健師の人材育成が期待されています。

1) キャリアラダー:それぞれの職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るように移行できるキャリア向上の道筋とそのため能力開発の機会を提供する仕組み。

2) キャリアパス:ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルート。保健師に当てはめると、保健師のキャリアラダーに示された能力をどのような業務経験の中で体得し、どのような研修を受講して身に付け、それをどのような部署で発揮し、次にどのような業務や職位をたどっていくのかを可視化したもの。

- 保健所では「課題別地域保健医療推進プラン」として「応援します！わが圏域の保健師育成 ～市民のいのちと健康のために、保健師の生き生き計画～」を平成29年度～31年度に取り組んでいます。これは、圏域6市における自治体保健師の人材育成の現状と課題を明らかにするとともに、育成したい保健師像（目標）とその道筋を「人材育成の手引き」としてまとめて、活用を促すものです。

(9) 地域を支える福祉人材の確保

- 少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中で、全国的に福祉関係の人材不足がますます厳しくなっています。国は平成29年6月に「子育て安心プラン」による待機児童対策を打ち出すなど、福祉対策を進めています。しかし、福祉人材の有効求人倍率が全職種平均に比べ極めて高い水準で推移しており、福祉施設はその運営に必要な人材確保が難しくなっています。
- 保育士については、国の「保育士確保プラン」によれば、平成29年度末までに新たに約7万人の確保が必要になるとされています。また、介護人材については、国の需給推計によると、平成37年度（2025年度）には約38万人が不足すると見込まれています。しかし、人材確保の実効性のある打開策が見つからず、その改善が急務となっています。
- こうした状況を踏まえて、圏域における福祉人材の確保、育成、定着が大きな課題になっています。課題を解決していくためには、将来福祉人材の担い手となる若者や学生に就職先として選ばれるような福祉の職場となることや女性・高齢者等の潜在的な労働力を確保することが重要です。また、福祉の現場で働く人たちの雇用条件や処遇条件の改善も欠かせません。こうした、「多様な人材の参入促進」、「資質の向上」、「労働環境や条件の改善」など、福祉人材が働き続けることができる環境づくりに向けて、圏域の各主体が対策を講じていく必要があります。

関係機関・関連職種との連携

- 圏域の各市では、ケアマネジャーなどの事業者の専門研修や新生児訪問指導等に関わる助産師等の研修のほか、保健師・看護師等学生の臨地実習を受け入れています。
- 保健所は、市職員、地域の関係機関、関係団体向けの研修を開催するほか、臨床研修医に対する研修や、医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を養成する教育施設の医療系学生に対して臨地実習の場を提供するなど、幅広く人材育成を行っています。
- 「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（最終改正：平成27年3月27日 厚生労働省告示第185号）では、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等をソーシャルキャピタル¹⁾と位置付けています。

1) ソーシャルキャピタル:「信頼」「社会規範」「ネットワーク」など人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来のフィジカルキャピタル(物的資本)やヒューマンキャピタル(人的資本)などと並ぶ新しい概念である。

- ソーシャルキャピタルを活用した住民との協働によって、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持増進、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要であるとしています。
- 保健所と市は、地域保健、学校保健、職域保健の各分野で、ソーシャルキャピタルの「核」となる人材の育成に努め、その活動を支援することが求められています。

今後の取組

(1) 圏域で働く保健医療福祉の専門職種等がその資質を向上させるための研修を実施します

それぞれの職能団体は、会員及び関係者の人材育成に努めます。また、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局等では、職員の資質の向上と医療安全対策に取り組みます。地域リハビリテーション支援センターは、地域リハビリテーションに関わる従事者の研修を実施します。

保健所は、医師や保健師など専門職種の養成のために、臨地実習や研修を担当します。また、市・保健医療関係機関及び関係団体職員向けに、母子保健・精神保健福祉・難病対策・感染症対策・歯科保健等の専門的知識の習得や資質向上のための研修を実施します。これに加えて、市の新任保健師等や事務職員に対して市町村支援研修を実施します。

また、保健所は引き続き、圏域の現状やニーズを総合的に捉え、優先度の高い課題に即した研修、講習会を企画・実施し、タイムリーな情報提供を行います。薬局薬剤師や管理栄養士・栄養士及び調理師向けの研修会についても取り組みます。

市は、母子保健・健康づくり事業、子育て支援事業、高齢者・障害者福祉事業に関わる職員の人材育成を行います。

(2) 多職種によるネットワークを圏域に広げ、人材育成を進めます

市は、母子保健・子育て支援・健康づくり・介護保険・障害福祉等の、それぞれの事業を展開しつつ、市の中で多職種のネットワークを広げます。

保健所は、保健・医療・福祉及び介護の連携のため、圏域の関係機関・団体と協力して職種を超えた連絡会等を設置するとともに、ネットワーク化に取り組みます。圏域における疾病・事業ごとの医療連携事業へ支援を行い、参加機関・団体との連携を深めます。また、圏域における自治体保健師の人材育成に寄与します。

(3) ソーシャルキャピタルと協働し、健康なまちづくりを推進します

保健所及び市は、これまでの取組で築いてきた地域保健の基盤をより一層育てていくとともに、住民と協働して健康なまちづくりの推進に取り組みます。また、地域のNPOや民間団体、関係機関などのソーシャルキャピタルと積極的な協働を進め、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めます。